

立山町指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：立山町棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

東谷の棚田：四谷尾集落の棚田、白岩集落の棚田、谷口集落の棚田、六郎谷集落の棚田、目桑集落の棚田、伊勢屋集落の棚田、虫谷集落の棚田、谷集落の棚田、座主坊集落の棚田、芦見集落の棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の発生防止・維持
 - 令和6年までに東谷の棚田における耕作放棄率5%の現状を維持する。
- ・担い手の確保
 - 東谷の棚田における担い手を新たに3人確保する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和6年までに東谷の棚田で自走式草刈り機やドローンを5台導入する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和6年までにブランド米である棚田米の販売量を6t（令和元年度）から7tに増加させる。
- ・自然環境の保全・活用
 - 令和6年までに東谷の棚田における鳥獣被害額を1,000,000円（令和元年度）から900,000円以下に減少させる。
- ・良好な景観の形成
 - 令和6年までに四谷尾集落の棚田をはじめとした近隣棚田に新規取組みとして、ひまわり等の景観植物を1.5ha植栽する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 四谷尾集落の棚田をはじめとした近隣棚田と連携して新規の農村交流体験イベントを年間1回開催し、年間50人の参加者を確保する。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和6年までに、四谷尾集落の棚田をはじめとした近隣棚田と連携して棚田を周遊する新規イベント開催や、サイクリングマップ（案内看板等）を制作し、年間30人の観光客を誘客する。
 - 令和6年までに東谷の棚田における農家民泊の取組数を0軒から5軒に増加させ、年間10人の宿泊者を確保する。
 - 令和6年までに、四谷尾集落の棚田に開設されている農家レストランにて、地元

産のそばを提供し、年間 30 食の売り上げを達成する。

3 計画期間

認定の月～令和 7 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

① 棚田等の保全

・耕作放棄の発生防止・維持

- 地元ボランティア等を活用しながら、地域住民が保全活動を行い、東谷の棚田全体の耕作放棄地を維持する。

・担い手の確保

- 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、地域住民が中心になって保全活動を担ってもらえる体制を整備して、東谷の棚田全体における担い手の確保を促進する。

・生産性・付加価値の向上

- 東谷の棚田全体において、自走式草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などスマート農業の取組を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- 東谷のブランド米である棚田米のホームページを開設して販売し、各種イベント等で出店する等を行い、販売促進につなげる。

・自然環境の保全・活用

- 東谷の棚田全体で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進し、棚田米生産などの活動保全を図る。

・良好な景観の形成

- 東谷の棚田全体で、ひまわりの植栽等を実施するなど、良好な景観を確保する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 四谷尾集落の棚田をはじめとした近隣棚田で自然ふれあいイベント(幼児を対象としたさつまいも掘り体験や、県外の大学生を対象とした稲刈り体験、町内外の方を対象とした里山ウォーキング等) や豊かな自然環境を活用し関係人口の創出・拡大を図る。

・棚田を観光資源とした地域振興

- 四谷尾集落の棚田をはじめとした近隣棚田を周遊するイベントの開催などを通じて、観光客を誘客する。

- 四谷尾集落の棚田をはじめとした近隣棚田での農業体験を行う農家民泊を、県外の修学旅行等を対象に推進し、棚田地域の振興を図る。

- 四谷尾集落の棚田に開設されている農家レストランで使用しているそばを、町外産から地域内産に切り替えることにより、販売促進を図り農業者の所得向上を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の立山町棚田振興協議会の参加者である。

5 立山町棚田振興協議会に参加する者の名称又は氏名

立山町棚田振興協議会は立山町、富山県（富山農林振興センター）、農業者、地域住民、地域おこし協力隊、土地改良区等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項